

熱中症対策に資する現場管理費の補正の要領

1 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る現場管理費の補正について本要領に定める。

2 対象工事

石川県土木部発注工事とする。ただし、下記の工事は本要領の対象外とする。

- ・ 営繕工事
- ・ 下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）で積算した機械・電気通信設備工事

3 用語の定義

(1) 真夏日

真夏日は下記のどちらかとする。

① 日最高気温が30度以上の日

※当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては、30度以上を「28度以上」に読み替える。

② 暑さ指数（WBGT）が25℃以上の日

※夜間工事の場合は作業時間帯が①または②の日とする。

※受注者が①または②を選択することができ、①、②を併用することは不可とする。

(2) 工期

工期は建設工事請負契約書の工期とする。

なお、年末年始6日間・夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事を全面中止期間等は含まない。

(3) 真夏日率

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

※真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

4 積算方法

(1) 補正計上

補正は変更契約において行う。

(2) 補正值

補正值 (%) = 真夏日率 × 補正係数 (1.2)

補正值は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

(3) 現場管理費

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正值)

※なお、「積雪寒冷地で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

6 真夏日の取得方法

3 (1) の①の気温は気象庁の気象観測所の気温

3 (1) の②の暑さ指数 (W B G T) は環境省が公表している暑さ指数 (W B G T)

とし、施工現場に応じて下記の観測所の気温とする。

施工現場	気象庁の気象観測所
珠洲市	珠洲
輪島市、能登町、穴水町	輪島
志賀町	志賀
七尾市、中能登町	七尾
羽咋市、宝達志水町	羽咋
かほく市、津幡町、内灘町	かほく
金沢市、野々市、白山市 (下記以外)	金沢
白山市 (旧鶴来町、河内村、鳥越村、吉野谷村、尾口村、白峰村)	白山河内
川北町、能美市、小松市、加賀市 (下記以外)	小松
加賀市 (旧山中町)	加賀菅谷

(参考) 気象庁HP URL <https://www.data.jma.go.jp/gmd/risk/obsdl/index.php>

環境省HP URL http://www.wbgt.env.go.jp/record_data.php

6 協議

(1) 監督員との事前協議

受注者は、本要領により補正を希望する場合は、事前 (変更がある場合は請負代金の変更前まで等) に、工事打合せ簿 (工事様式-15) で監督員と協議すること。

(2) 提出様式

受注者は、本要領により補正を希望する場合は、監督員と事前に調整した提出期日までに、真夏日率等算出表 (様式-1) を監督員に提出すること。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年7月20日から適用する。

【熱中症対策に係る費用の対象区分】

熱中症対策に係る費用は、本要領による現場管理費補正のほか、現場環境改善費でも計上することができる。なお、使い分けは下記を参考とすること。

■現場管理費補正：主に作業員個人に対する熱中症対策費用

(塩飴、経口保水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど)

■現場環境改善費：主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用

(エアコン、冷水機、冷蔵庫、製氷機、大型扇風機、送風機、ミストファン、遮光ネット、日よけテントなど)

【参考試算】

熱中症対策に係る現場管理費の補正を下記の条件で試算した場合の増加額

※試算であり、現場条件ごとに増加額は変わります。

- 条件 ①工 種：道路改良工事
- ②工 期：150日
- ③真 夏 日：50日
- ④工事価格：約2000万円

■増額（工事価格）：5万円